平成２６年（フ）第５４６号
川崎市宮前区菅生ケ丘34番１―305号　アーバンハイツ菅生ヶ丘、前住所東京都江東区東陽１丁目11番３号　桜マンション402
債務者　篠宮　功一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
愛知県豊田市永覚新町１丁目８番地４　永覚コーポ404号、住民票上の住所愛知県安城市古井町新道26番地４　シャルマン新道102
債務者　小佐手弘一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９号
大阪府和泉市上町742番地の５―306
債務者　川崎　文子（旧姓土江）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
大阪府泉南市男里５丁目12番６号梅田アパート２号室
債務者　黒岩　直和
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
大阪府和泉市上代町617番地の22
債務者　森　　茂樹
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２７３号
札幌市東区北24条東19丁目２番６―403号
債務者　砂子　卓也（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３００号
札幌市北区北35条西４丁目３番５―205号
債務者　遠藤　誠子（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３０号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目52番地433
債務者　中村絵理子（旧姓柳谷）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７３号
札幌市中央区北９条西17丁目１番地１　ラポール桑園駅前Ａ棟807号
債務者　山北　佳子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６８号
相模原市南区上鶴間本町７丁目５番21号　若葉サンハイム202号
債務者　上村　孝俊
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７２号
相模原市南区下溝298番地22　五島勝方
債務者　中島ゆかり（旧姓石戸谷）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７４号
相模原市緑区西橋本２丁目23番９号
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７５号
相模原市中央区相模原４丁目７番２号　モナークマンション参番館902
債務者　鈴木　健二
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８０号
相模原市中央区南橋本１丁目15番15号　ロアーブル・サン南橋本201
債務者　七五三掛正美
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８３号
相模原市中央区相模原３丁目５番７―508号
債務者　菅家　良太
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８４号
相模原市中央区水郷田名２丁目25番５号　ボヌール田名205
債務者　半谷　　晃
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３９１号
相模原市南区大野台３丁目17番２号グリーンハピネスＭＨ201、住民票上の住所相模原市南区大野台３丁目17番２号
債務者　須永　一洋
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部